

【事例 4】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース

私は、令和 4 年中に次の上場株式を、W証券北口支店への売委託により売却しました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	委託手数料	売却金額
H設備	平成20年 4 月 9 日	1,000株	3,300,000円	令和 4 年 3 月 16 日	37,000円	3,700,000円
I出版	平成20年 7 月 2 日	1,000株	2,500,000円	令和 4 年 5 月 11 日	13,000円	1,300,000円
J食品	平成20年12月10日	1,000株	1,400,000円	令和 4 年 11 月 9 日	7,000円	700,000円

また、この他に次の非上場株式を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
K建材	平成18年 4 月 5 日	10,000株	500,000円	令和 4 年 9 月 7 日	700,000円

私は、これらの収入以外に公的年金（収入金額2,499,600円）があります。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、②面から転記してください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページの（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡価額（譲渡のための委託手数料等の控除前）の金額を②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を②面から転記してください。
なお、取得費についての詳しいことは、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を②面から転記してください。

②面の「【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細」欄の書き方は15ページを参照してください。

1 面

【令和 4 年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書等を作成することができます。

住所（前住所） D市△△町3-16-4 フリガナ氏名 カナザワ ジロウ 金沢 二郎
電話番号（連絡先） ××-△△△-〇〇〇〇 職業 無職 関与税理士名（電 話）

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
収入金額		
譲渡による収入金額 ①	700,000	5,700,000
その他の収入 ②		
小計 ③（①+②）	700,000	5,700,000
取得費（取得価額） ④	500,000	7,200,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		57,000
小計 ⑥（④+⑤）	500,000	7,257,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けずに書いてください。） ⑦		
差引金額 ⑧（③-⑥-⑦）	200,000	△1,557,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） ⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。 ⑨		
所得金額 ⑩（⑧-⑨）	200,000	△1,557,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越控除後の所得金額（※3） ⑪欄の金額は、⑩欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。 ⑪		
繰越控除後の所得金額（※4） ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。 ⑫	200,000	

（注） 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。
※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑨欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※3 ⑪欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。
（令和 4 年分以降適用）

「上場株式等」の⑪欄の金額が赤字の場合、譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、②所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表も記載してください。

【事例 4】 の解説

○ あなたがお売りになった株式のうち、H 設備、I 出版、J 食品の株式は「上場株式等」に該当します。また、上場していない K 建材の株式については、「一般株式等」に該当します。

これらの株式の売却による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります（一般株式等の譲渡損益と上場株式等の譲渡損益の通算はできません（51 ページ参照））。

	収入金額	必要経費等	差引金額
（一般株式等）	700,000 円	500,000 円	= 200,000 円
（上場株式等）	5,700,000 円	7,257,000 円	= △1,557,000 円

損益の通算は不可

○ 上場株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額をいいます。）は、譲渡の年の翌年以後 3 年間にわたり繰り越すことができます（52 ページ参照）。この場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

（注）この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので控えも併せて作成し、保管してください。

○ 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、30 ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。

この付表は、①令和 4 年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和 4 年分の前年課税配当所得等金額から控除する方及びその控除後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方、②前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を令和 4 年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び前年課税配当所得等金額から控除する方、又は③前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す方が作成します。

確定申告書付表（1 面上部）

令和 4 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所（居所・事業所等） D市△△町3-16-4 フリガナ氏名 カナザワ ジロウ 金沢 二郎

確定申告書付表（1 面下部）

（1）本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

① 上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）
（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪欄の「上場株式等」の⑪欄の金額） ① 1,557,000

② 上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）
（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪欄の「上場株式等」の⑪欄の金額） ② 1,557,000

本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額
（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額） ③ 1,557,000

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合は、①欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

確定申告書付表（1 面下部）

（3）本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

④ 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）
（③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額） ④ 1,557,000

⑤ 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（※）
（④欄の金額と⑤欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額） ⑤ 1,557,000

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合は、③欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

確定申告書付表（2 面上部）

（1）本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

④ 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（※）
（③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額） ④ 1,557,000

⑤ 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（※）
（④欄の金額と⑤欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額） ⑤ 1,557,000

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合は、③欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

次の事項を、左の記載例を参照して書いてください。

- ① 申告年分（「令和 年分」の空欄に「4」と書きます。）
- ② 住所（居所・事業所等を含みます。）、氏名

この付表の記載に当たっては、赤字の金額は△を付けずに書いてください。

令和 4 年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字の方のみ書いてください。
※ 上場株式等の相対取引など（52ページの（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の1(1)※をご覧ください。

この事例の場合、③欄の金額（1,557,000円）を⑤欄へ、⑤欄の金額を⑪欄へ転記します。⑪欄の金額（1,557,000円）が翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額となります。

この欄は、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合に書き入りますので、この事例では記入の必要はありません。